

## 新潟市ひまわりクラブ指定管理料上限額について

新潟市ひまわりクラブ指定管理者募集要項（平成 30 年 8 月新潟市）「第 4 経費に関する事項 1 指定管理者業務に要する経費 (1) 経費の支払い」に記載の 2019 年度指定管理料「参考経費」（以下「上限額」という。）については下記のとおりです。

### 記

#### 1 公募するクラブごとの指定管理料上限額

別紙 1 に示す (a) + (b) + (c) + (d) + (e) の合計額

※実際の協定締結時には、支援の単位数の変動等により、増減する場合があります。

#### 2 各項目の詳細

各項目の詳細は以下のとおりです。

##### (a) 事務員人件費

申請者ごとに、応募する全てのクラブの支援の単位数に応じて次のとおり算出します。

○ 1～2 単位 : 事務員 1 人

○ 3 単位以上の場合 : 1 単位増加あたりの事務員増員数 0.18146 人

○ 事務員 1 人当たり単価 : 1,784 千円

算定式 :  $(1 + (\text{支援の単位の総数} - 2) \times 0.18146) \text{ 人} \times 1,784 \text{ 千円}$

(単位 : 千円)

支援の単位	事務局員数	単価	事務局人件費
1単位	1人	1,784	1,784
2単位	1人	1,784	1,784
3単位	1.18146人	1,784	2,108
4単位	1.36292人	1,784	2,432
5単位	1.54438人	1,784	2,756
6単位	1.72584人	1,784	3,079
8単位	2.08876人	1,784	3,727
10単位	2.45168人	1,784	4,374
30単位	6.08088人	1,784	10,849
205単位	37.83638人	1,784	67,501

(例) Aクラブ (2 単位)、Bクラブ (3 単位)、Cクラブ (3 単位) の計 8 単位に応募する場合  
 $(1 + (8 - 2) \times 0.18146) \text{ 人} \times 1,784 \text{ 千円} = 3,727 \text{ 千円}$

##### (b) 支援員人件費

クラブごとの支援員人件費は別紙 1 (b) のとおりです。複数クラブ応募する場合は、クラブごとの (b) の額の積み上げ (単純合計) が支援員人件費の総額となります。

算出基礎は、別紙 2 の人員配置、単価のとおりです。

### (c) 障がい児加配職員人件費

今回お示しする上限額には、障がい児加配職員の人件費を含みません。

2019年度以降、実際に障がい児が在籍するクラブについては、協定締結時に障がい児加配職員分の人件費を増額します。

増額については、次の基準に基づき、予算の範囲内で決定します。

○障がい児加配職員 単価：1,277千円

○増額基準：児童の障がいの程度、援助の必要度等、児童の状況に応じて指定管理者が調査票（点数付）を作成し、所定の点数以上かつ客観的な証明がある児童について、状況に応じて加配職員の人件費を措置します。

※2019年度当初の配置のための調査票は現指定管理者が作成します。

### (d) キャリアアップ処遇改善加算

今回お示しする上限額には、キャリアアップ処遇改善加算の人件費を含みません。

キャリアアップ処遇改善加算とは、国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」に基づき、ひまわりクラブ正規支援員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用の加算です。

雇用する職員の勤続年数や研修実績等により加算金額が変わるため、協定締結時に職員の状況により人件費を増額します。

○キャリアアップ処遇改善加算説明資料及び増額基準：別紙3のとおりです。

※指定管理期間内に国の事業に変更があった場合、加算金額が変更となる可能性があります。

### (e) その他経費

クラブごとのその他経費は別紙1 (e) のとおりです。複数クラブ応募する場合は、クラブごとの (e) の額の積み上げ（単純合計）がその他経費の総額となります。

なお、その他経費とは募集要項4 ページ「第4 経費に関する事項 1 指定管理者業務に要する経費 (3) 市が支払う経費に含まれるもの」の②～⑥に示す経費です。

---

(算出例)

「10 大形ひまわりクラブ」と「11 中野山ひまわりクラブ」の2クラブを応募する場合

< 1 事業者の指定管理料上限額 >

(a) 事務員人件費

支援の単位の総数：(2 + 2 + 1) + 3 = 8 単位

(1 + (8 - 2) × 0.18146) 人 × 1,784 千円 = 3,727 千円

(b) 支援員人件費

9,167 + 9,167 + 6,878 + 13,180 = 38,392 千円

(c) 障がい児加配人件費

現段階では設定なし（協定締結時に決定）

(d) キャリアアップ処遇改善加算

現段階では設定なし（協定締結時に決定）

(e) その他経費

4,365 + 1,668 = 6,033 千円

合計額 3,727 + 38,392 + 0 + 0 + 6,033 = 48,152 千円

新潟市ひまわりクラブ 指定管理料 参考経費(上限額)

別紙1

(単位 千円)

区	公募クラブ 番号	施設名	支援の単位数	人件費				その他経費 (e)
				事務員 (a)	支援員 (b)	障がい児 加配職員 (c)	キャリアアップ 処遇改善加算 (d)	
北	1	松浜ひまわりクラブ	2	申請者ごとに算定式による額	9,167	-	-	1,613
	2	太夫浜ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,518
	3	濁川ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,131
		濁川ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
	4	葛塚ひまわりクラブ	4		17,193	-	-	1,980
	5	早通南ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,950
		早通南ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
6	木崎ひまわりクラブ	3	13,180		-	-	1,632	
7	葛塚東ひまわりクラブ第1	2	9,167		-	-	2,394	
	葛塚東ひまわりクラブ第2	2	9,167		-	-		
東	8	桃山ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,659
		桃山ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
	9	東中野山ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	4,116
		東中野山ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
		東中野山ひまわりクラブ第3	2		9,167	-	-	
	10	大形ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	4,365
		大形ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
		大形ひまわりクラブ第3	1		6,878	-	-	
	11	中野山ひまわりクラブ	3		13,180	-	-	1,668
	12	東山の下ひまわりクラブ第1	1		6,878	-	-	4,138
		東山の下ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
		東山の下ひまわりクラブ第3	2		9,167	-	-	
	13	下山ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,808
		下山ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
	14	江南ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,656
	15	牡丹山ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,448
	16	南中野山ひまわりクラブ第1	1		6,878	-	-	2,312
南中野山ひまわりクラブ第2		1	6,878		-	-		
17	竹尾ひまわりクラブ	3	13,180		-	-	1,644	
中央	18	鏡淵ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	993
	19	関屋ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	993
	20	日和山ひまわりクラブ	3		13,180	-	-	1,165
	21	白山ひまわりクラブ第1	1		6,878	-	-	2,213
		白山ひまわりクラブ第2	1		6,878	-	-	
	22	新潟ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	3,045
		新潟ひまわりクラブ第2	1	6,878	-	-		
	23	女池ひまわりクラブ第1	2	9,167	-	-	3,070	
		女池ひまわりクラブ第2	2	9,167	-	-		
	24	有明台ひまわりクラブ	2	9,167	-	-	1,292	
	25	万代長嶺ひまわりクラブ	2	9,167	-	-	1,049	
	26	沼垂ひまわりクラブ第1	2	9,167	-	-	2,736	
		沼垂ひまわりクラブ第2	2	9,167	-	-		
		紫竹山ひまわりクラブ第1	1	6,878	-	-		
	27	紫竹山ひまわりクラブ第2	1	6,878	-	-	3,611	
		紫竹山ひまわりクラブ第3	2	9,167	-	-		
		山潟ひまわりクラブ第1	1	6,878	-	-		
	28	山潟ひまわりクラブ第2	1	6,878	-	-	3,877	
		山潟ひまわりクラブ第3	1	6,878	-	-		
		桜が丘ひまわりクラブ第1	2	9,167	-	-		
	29	桜が丘ひまわりクラブ第2	2	9,167	-	-	4,195	
		桜が丘ひまわりクラブ第3	2	9,167	-	-		
		浜浦ひまわりクラブ第1	1	6,878	-	-		
	30	浜浦ひまわりクラブ第2	2	9,167	-	-	2,324	
		南万代ひまわりクラブ	3	13,180	-	-		1,177
	32	上所ひまわりクラブ第1	3	13,180	-	-	2,655	
		上所ひまわりクラブ第2	2	9,167	-	-		
33	鳥屋野ひまわりクラブ第1	2	9,167	-	-	6,039		
	鳥屋野ひまわりクラブ第2	2	9,167	-	-			
	鳥屋野ひまわりクラブ第3	2	9,167	-	-			
	鳥屋野ひまわりクラブ第4	2	9,167	-	-			
34	笹口ひまわりクラブ	2	9,167	-	-	1,247		
35	上山ひまわりクラブ第1	2	9,167	-	-	5,755		
	上山ひまわりクラブ第2	2	9,167	-	-			
	上山ひまわりクラブ第3	2	9,167	-	-			
	上山ひまわりクラブ第4	2	9,167	-	-			

新潟市ひまわりクラブ 指定管理料 参考経費(上限額)

別紙1

(単位 千円)

区	公募クラブ 番号	施設名	支援の単位数	人件費				その他経費 (e)
				事務員 (a)	支援員 (b)	障がい児 加配職員 (c)	キャリアアップ 処遇改善加算 (d)	
江南	36	東曾野木ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,025
	37	曾野木ひまわりクラブ	3		13,180	-	-	1,958
	38	両川ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,312
	39	丸山ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,579
	40	大淵ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	1,201
	41	横越ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,900
		横越ひまわりクラブ第2	3		13,180	-	-	
	42	亀田ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	4,191
		亀田ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
		亀田ひまわりクラブ第3	1		6,878	-	-	
	43	亀田東ひまわりクラブ第1	1		6,878	-	-	5,516
		亀田東ひまわりクラブ第2	1		6,878	-	-	
		亀田東ひまわりクラブ第3	2		9,167	-	-	
		亀田東ひまわりクラブ第4	2		9,167	-	-	
	44	亀田西ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	3,057
亀田西ひまわりクラブ第2		3		13,180	-	-		
45	早通ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	1,219	
秋葉	46	新津第一ひまわりクラブ	3		13,180	-	-	1,123
	47	新津第三ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	4,195
		新津第三ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
		新津第三ひまわりクラブ第3	3		13,180	-	-	
	48	小須戸ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,357
49	矢代田ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	1,365	
50	金津ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,234	
南	51	白根ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,473
		白根ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
	52	臼井ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	985
	53	根岸ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,373
	54	味方ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,483
55	月潟ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	1,698	
西	56	真砂ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,428
		真砂ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
	57	小針ひまわりクラブ第1	3		13,180	-	-	2,634
		小針ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
	58	新通ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	4,683
		新通ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
		新通ひまわりクラブ第3	2		9,167	-	-	
	59	五十嵐ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,812
		五十嵐ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
	60	西内野ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	4,127
		西内野ひまわりクラブ第2	1		6,878	-	-	
		西内野ひまわりクラブ第3	1		6,878	-	-	
	61	内野ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	4,918
		内野ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
		内野ひまわりクラブ第3	2		9,167	-	-	
内野ひまわりクラブ第4		2		9,167	-	-		
62	坂井輪ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	3,079	
	坂井輪ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-		
63	東青山ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,439	
	東青山ひまわりクラブ第2	1		6,878	-	-		
64	山田ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,785	
	山田ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-		
65	立仏ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,673	
	立仏ひまわりクラブ第2	1		6,878	-	-		
66	大野ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,095	
	大野ひまわりクラブ第2	1		6,878	-	-		
67	黒崎南ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	998	
68	赤塚ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	1,283	
69	坂井東ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,852	
	坂井東ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-		
西蒲	70	和納ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	1,008
	71	岩室ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	973
	72	鎧郷ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,393
	73	管根ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,043
	74	升潟ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	1,327
	75	潟東ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,339
	76	中之口西ひまわりクラブ	2		9,167	-	-	1,068
	77	中之口東ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	973
	78	巻北ひまわりクラブ第1	2		9,167	-	-	2,908
		巻北ひまわりクラブ第2	2		9,167	-	-	
	79	漆山ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	995
80	松野尾ひまわりクラブ	1		6,878	-	-	1,204	
81	巻南ひまわりクラブ	3		13,180	-	-	1,160	

申請者ごとに算定式による額

## 新潟市ひまわりクラブ支援員人件費(支援の単位別) 算出基礎

支援員人件費(1施設1支援)

	職種	人数	年額
支援1	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
臨時等	土曜登録	1.0人	582千円
	日々代替	1.0人	260千円
	土曜臨時(5H)	1.0人	299千円
	長期休業臨時臨時(5H)	1.0人	163千円
	長期休業臨時臨時(3H)	1.0人	102千円
	<b>合計</b>		6,878千円

支援員人件費(1施設2支援)

	職種	人数	年額
支援1	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
支援2	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
臨時等	土曜登録	1.0人	582千円
	日々代替	1.0人	260千円
	土曜臨時(5H)	1.0人	299千円
	<b>合計</b>		9,167千円

支援員人件費(1施設3支援)

	職種	人数	年額
支援1	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
支援2	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
支援3	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
臨時等	土曜登録	1.0人	582千円
	日々代替	1.0人	260千円
	土曜臨時(5H)	1.0人	299千円
	<b>合計</b>		13,180千円

支援員人件費(1施設4支援)

	職種	人数	年額
支援1	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
支援2	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
支援3	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
支援4	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
臨時等	土曜登録	1.0人	582千円
	日々代替	1.0人	260千円
	土曜臨時(5H)	1.0人	299千円
	<b>合計</b>		17,193千円

支援員人件費(1施設5支援)

	職種	人数	年額
支援1	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
支援2	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
支援3	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
支援4	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
支援5	放課後児童支援員	1.0人	2,736千円
	補助員	1.0人	1,277千円
臨時等	土曜登録	1.0人	582千円
	日々代替	1.0人	260千円
	土曜臨時(5H)	1.0人	299千円
	<b>合計</b>		21,206千円

※ 臨時職員の配置は、現指定管理者の一つである新潟市社会福祉協議会での運用例を参考としています。

※ 各臨時職員の定義は次のとおりです。

土曜日登録職員:各クラブに配置され、土曜日に、放課後児童支援員とともに勤務する臨時職員

日々代替職員:放課後児童支援員が休暇を取得する日に、代替職員として勤務する臨時職員

(放課後児童支援員休暇取得日以外は勤務なし)

土曜日短時間登録職員:各クラブの土曜日の児童出席状況等に応じて配置され、土曜日に3~5時間勤務する臨時職員

長期休業臨時職員:小学校長期休業期間に、クラブの状況により配置される臨時職員

## キャリアアップ処遇改善加算について

### 1. キャリアアップ処遇改善加算とは

国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」に基づき、ひまわりクラブ正規支援員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用の加算。

### 2. 対象者

「平成 31 年 4 月 1 日現在、放課後児童支援員資格認定研修を受講済の者」

+

「平成 32 年 3 月 31 日までに上記研修を受講予定の者」

ただし、正規支援員として「月給で給料を支給されている方」とする。

※臨時職員（時給での支給の方）は対象外。

### 3. 支給額（※国の事業に変更があった場合、額の変更がある可能性があります。）

(1)放課後児童支援員(年額 124,000 円)

(2)経験年数が概ね 5 年以上の放課後児童支援員で、新潟市放課後児童クラブネットワーク研修会を受講した者。(年額 248,000 円)

(3)経験年数概ね 10 年以上の放課後児童支援員で、施設長的立場の方(年額 372,000 円)  
→経験年数の考え方は、特定の業種(※)での経歴も含めての経験年数とする。また、新潟市外で勤務していた年数も含む。

※特定の業種とは、別表に記載のとおりとする。ただし、支援員本人から勤務証明の提出があった場合のみ対象とする。

※上記「年額」は支給の上限額とし、これを超える場合は各指定管理者の負担とする。

### 4. 支給の仕方

賃金改善の全部または一部が基本給(月給等や決まって毎月支払われる手当)により行われていること。

#### 【対象経費】

給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金

#### ★月額で支給する際の支給額（手取り）の目安

- ・ 3(1)の方 8,750 円（月額）※年額 124,000 円の場合
- ・ 3(2)の方 17,500 円（月額）※年額 248,000 円の場合
- ・ 3(3)の方 26,250 円（月額）※年額 372,000 円の場合

※上記はあくまで目安であり、月毎の支給額については指定管理者で独自に決定して差支えない。ただし、本年度よりキャリアアップ処遇改善分として上乘せした指定管理料については経費など他の目的に使用してはならない。

### 5. 国交付申請時に必要となるもの

- ・ 支援員名簿（放課後児童支援員の氏名、経験年数、研修実績等を記載したもの。）

**別表** 処遇改善手当支給における経験年数の対象業種及び諸条件

現在勤務している放課後健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。

	対象業種	対象職種	諸条件
1	子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数 (認定こども園、地域型保育事業所)	保育士	・給与形態が月給であること
2	学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数 (幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専門学校)	教員、養護職員 (ただし、用務員、図書司書、調理員等は対象外)	
3	社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数 (保育所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害者支援施設、介護事業所等)	相談員、看護師、介護員、介助員等	
4	児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数 (児童相談所)	相談員	
5	認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数	保育士	
6	医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数	保健師、看護師又は准看護師に限る	
7	放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数	支援員	